株式会社Wisdom

定　　款

會社原本

株式会社Wisdom

定　　款

第１章　総　　則

第１条（商号）

当会社は、株式会社Wisdomと称し、英文ではWisdom Co., Ltd.と表示する。

第２条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 株式、有価証券の保有、売買、運用及び管理業務

(2) 経営及び財務に関するコンサルティング業務

(3) 投資業

(4) 前各号に附帯関連する一切の事業

第３条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都大田区に置く。

第４条（公告方法）

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

第５条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、４億株とする。

第６条（株券の不発行）

当会社の株式については、株券を発行しない。

第７条（株式の譲渡制限）

当会社の株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当会社の株式につき設定された担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当会社の承認があったものとみなす。

第８条（相続人等に対する株式の売渡請求）

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第９条（株式の取扱いに関する事項）

当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役の定めるところによる。

第３章　株 主 総 会

第10条（招集）

定時株主総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第11条（基準日）

当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第12条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の１名が招集し、議長となる。ただし、代表取締役が定められた場合には、代表取締役の１名が招集し、議長となる。

第13条（議決権の代理行使）

1. 株主は代理人によって、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第14条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第４章　取　締　役

第15条（取締役の員数）

当会社の取締役は、１名以上とする。

第16条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第17条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第18条（代表取締役）

当会社に取締役が２名以上いるときは、株主総会の決議により、代表取締役１名以上を定めることができる。

第19条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第５章　計　　算

第20条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

第21条（剰余金の配当等）

1. 当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。
2. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
3. 未払配当財産には利息を付さないものとする。

第６章　附　　則

第22条（設立時発行株式の数、資本金の額、資本準備金の額及び設立に際して出資される財産の価額）

当会社の設立時発行株式の数は１億株、資本金の額は金50万円、資本準備金の額は金50万円とし、設立に際して出資される財産の価額は金100万円とする。

第23条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和９年３月31日までとする。

第24条（発起人）

発起人の名称、住所、割当てを受ける設立時発行株式の数及びその引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

(1) 住所：神奈川県横浜市神奈川区栄町10番地35
　　ザ・ヨコハマタワーズW4105号
(2) 名称：株式会社乾為天
(3) 割当てを受ける設立時発行株式の数：１億株
(4) 前号の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額：金100万円

以上、株式会社Wisdomを設立するため、発起人である株式会社乾為天は本定款を作成し、ここに記名押印する。

令和８年10月１日

神奈川県横浜市神奈川区栄町10番地35
ザ・ヨコハマタワーズW4105号
発起人　株式会社乾為天
代表取締役　渡邉将也

乾為天代表印

乾為天代表印

令和８年登簿第０５１号

嘱託人は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が渡邉美樹である旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。

嘱託人の代理人は、本職の面前で、嘱託人の記名押印を確認する旨を陳述した。

よって、この定款を認証する。

令和８年１０月１日、本職役場において

東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

東京法務局所属

公証人　澁谷 博之